

重要文化財 宇奈多理座高御魂神社本殿 保存修理工事（第3期） 仕様書

I 工事概要

1. 工事名称 重要文化財 宇奈多理座高御魂神社本殿 保存修理工事（第3期）
2. 工事場所 奈良市法華寺町 600 宇奈多理座高御魂神社境内地内
3. 工事期間 着工：契約締結後
完了：令和8年9月25日
4. 工事内容 重要文化財宇奈多理座高御魂神社本殿の保存修理のため、仮設工事、金具工事、土間三和土工事、防災設備工事等を行う。素屋根解体は6月中に行うこと。解体した仮設資材のうち、単管、足場ブラケット等については請負者の買い取りとする。素屋根解体後は、敷地の現状復旧をおこなう。

II 工事仕様

1. 仮設工事

①規模・構造

本殿に建設された素屋根を解体する。解体して不要となった建築資材は場外搬出し、買い取りまたは廃棄処分する。

素屋根の規模、構造は下記とする。

桁行 9.0m、梁間 12.6m、総高 8.59m。

単管本足場、組手クランプ、継手ジョイント継ぎ、棚足場、登り栈橋附属。

②施工

素屋根解体に先立ち、素屋根トラスに設置している差動式スポット型感知器を取り外し、電気設備の撤去を行う。電気設備等の撤去を行った後、必要に応じて屋根架構解体のために屋根養生を行う。

解体は組み立て順序を考慮し、倒壊や落下など生じないよう作業の安全を図りつつ順序良く行う。資材や工具などを落下させないよう慎重に作業し、危険な作業は行わないこと。

素屋根解体作業によって宇奈多理座高御魂神社本殿および周辺構造物等に破損が生じた場合は、受注者側の責任において復旧すること。また、解体時において釘・ビスなどが場内に残らないように作業をおこなうこと。

解体撤去により生じる単管・足場板・根太材・シート等の搬出入は、北面の登り栈橋、もしくは、本殿南側氏子座から行い、人肩運搬にて場外搬出する。

場外搬出した建築資材は別紙明細にしたがって買い取りまたは廃棄処分を行う。

素屋根解体後は縁石のぐらつき等を確認し、石が外れる場合は据え付けなおす。敷地内を清掃の上、砂利敷の復旧を行う。

③解体資材の選別・処分等について

解体した部材は材料別、寸法別に仕分けして荷積みしやすいように結束し、買い取りまたは廃棄処分する。廃材の処分に関しては請負者が責任をもって行い、関係法規に従って厳格に処理すること。廃棄後は、マニフェストの写し等、処理が正しく完了した事が分かる書類を提出する。

④危害防止

危害防止及び衛生に関しては、労働基準法・同施行規則、労働安全衛生法・同施行規則等関係法規に準拠し、請負者の責任において有効な安全対策、防火対策を講ずる。

2. 金具工事

①修理銘札

JIS規格品圧延銅板に別紙のとおり修理年度及び事業内容を腐食陰刻し、本殿内部に取り付ける。取り付け箇所は係員と打合せの上決定する。

3. 雑工事

①防災設備工事

素屋根解体に先立ち、素屋根トラスに設置している差動式スポット型感知器を取り外す。

赤外線式スポット型感知器を軒下に4箇所、木階下に1箇所取り付け。感知器の取り付けはいずれも建物本体に木製のベースを取り付け、そのベースに固定する。ベースは取り付け個所に応じて着色する。遮光フードは指定色とし、係員と協議の上で色を決定する。取付後には動作試験を行い、正常に機能することを確認する。ステンレスボックス、立ち上げ管についても係員と協議の上で着色を行う。その他、電線等についても極力目立たないように配慮して施工すること。電線・器具等は全て日本工業規格品を用いて、消防法及びその他関係法令等の基準に従って施工する。

防災設備の設置、改修にかかる官公庁手続きについては、請負者が行うこと。

②土間三和土工事

雨落溝内側土間（別紙図面範囲）を、葛石天端より60mm程度すき取りを行い均した上で、石灰1：真砂土5程度の割合でにがりを適量加え、厚さ60mmの三和土とする。敷地は史跡地のため、指定寸法以上の掘削は行わないように留意する。上記の防災設備工事完了後に施工すること。史跡の現状変更申請は発注者が申請済みであり、許可が下りてから施工すること。

土間三和土工事完了後、浜床を復旧する。

4. 後片付け

諸工事完了後、すべての不用材を場外搬出し、作業区域及びその周辺の整地・清掃を行う。特に釘やビス等の危険物の回収は徹底して行うこと。宇奈多理坐高御魂神社境内地内で工事車両の進入路となった付近についても清掃を行うこと。不用材は産業廃棄物として適切に処分すること。

5. その他

平城宮跡管理事務所へ工程表を提出する必要があるため、施工計画書は契約後速やかに提出すること。

施工場所は通常公開されていないため、神社関係者と施錠について綿密に打ち合わせること。また、施工の区画や時期等についても発注者と綿密な打合せをおこない、お互いに協力しながら工事を進めること。

Ⅲ. その他一般注意事項

① 本工事は奈良県契約規則により実施する。

② この仕様書は概要を示すもので仕様中に明記がなく内容に相違があると認められる場合または疑問を生じた場合はすべて係員と協議し、誠実に工事を完成するものとする。

③ 現場での納まり、樹木・障害物などにより仕様の軽微な変更、材工等に多少の増減が生じても契約金の変更は行わない。

④ 使用する材料は係員の検査に合格したものとする。

⑤ 工事完了後は不要な残材等は搬出・処分し、あと片付け・清掃をおこなうこと。

⑥ 請負者は責任者を定め、現場の安全・資材の整理・衛生・特に火の用心に気を配り、係員と常に連絡して工事を進める。また、喫煙にはとくに気をつけ、定まった場所でおこないバケツに水をいれ吸殻を処理すること。

⑦ 工事は原則として、土曜・日曜・祝祭日は休業とし、作業時間は午前8時30分から午後5時15分迄とする。

⑧ 工事に先立ち工程表・作業員名簿を提出し、工事完了後に実施工程表・工事日報・実施仕様書を提出すること。

⑨ 本工事の三和土工事については、国宝・重要文化財建造物をはじめとする指定文化財建造物の三和土工事を元請または直営で完工した実績を有する者、もしくはそれと同等の技術を有する者に行わせること。

⑩ 工事写真は、着工前・工程毎の施工中・竣工時にそれぞれカラー写真撮影をおこない、写真の内容を記した工事アルバム（A4サイズ、写真サービス版）を2部作成して、工事完了後、県に提出する。フィルム原版またはデジタル画像データも併せて提出すること。

以上の内容で不明な点がある場合は、入札手続き等で案内する要領に従い書面(FAX可)を以て下記に問い合わせること。

奈良県文化財保存事務所

法隆寺出張所 宮高 TEL/FAX 0745-75-2337

事業係 高田 TEL 0742-27-9865 FAX 0742-27-5386